

高森町パパママ応援・子育てスタート用品レンタル事業実施要綱

令和5年7月31日

告示第41号

(目的)

第1条 この要綱は、乳児の保護者に対し、その乳児が必要とする子育てスタート用品のレンタルに係る費用を助成することにより、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、乳児期の子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 高森町（以下「本町」という。）の住民基本台帳に登録されている児童のうち満1歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 出産を予定する者（母子健康手帳の交付を受けている者に限る。）及び乳児を現に養育している者をいう。
- (3) 子育てスタート用品 ベビーベッド、ベビーマットレス、ベビーバス及びベビースケールをいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、本町の住民基本台帳に登録されている保護者とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、子育てスタート用品のレンタルに要した費用（消費税及び送料を含む。）とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、レンタル利用希望開始日の1箇月前までに、高森町パパママ応援・子育てスタート用品レンタル事業助成金交付申請書（様式第1号）を高森町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

2 交付申請は、出産予定日の2箇月前からできるものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは高森町パパママ応援・子育てスタート用品レンタル事業助成金交付決定通知書（様式第2号）を、また認められないときは高森町パパママ応援・子育てスタート用品レンタル事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）を交付する。

(子育てスタート用品のレンタル)

第7条 前条の交付決定を受けた申請者は、本町が委託する業者（以下「委託業者」という。）において、子育てスタート用品のレンタル契約を行うものとする。

(助成金の額)

第8条 助成金の上限は4万円とし、乳児1人につき1回限りとする。

(助成金の交付方法)

第9条 助成金の交付は、委託業者への代納により行う。

(助成金の返還)

第10条 町長は虚偽の申請その他、不正な方法による助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(利用台帳の作成)

第11条 町長は、高森町パパママ応援・子育てスタート用品レンタル事業利用台帳(様式第4号)を作成し、これを保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月13日告示第48号)

この告示は、公布の日から施行する。